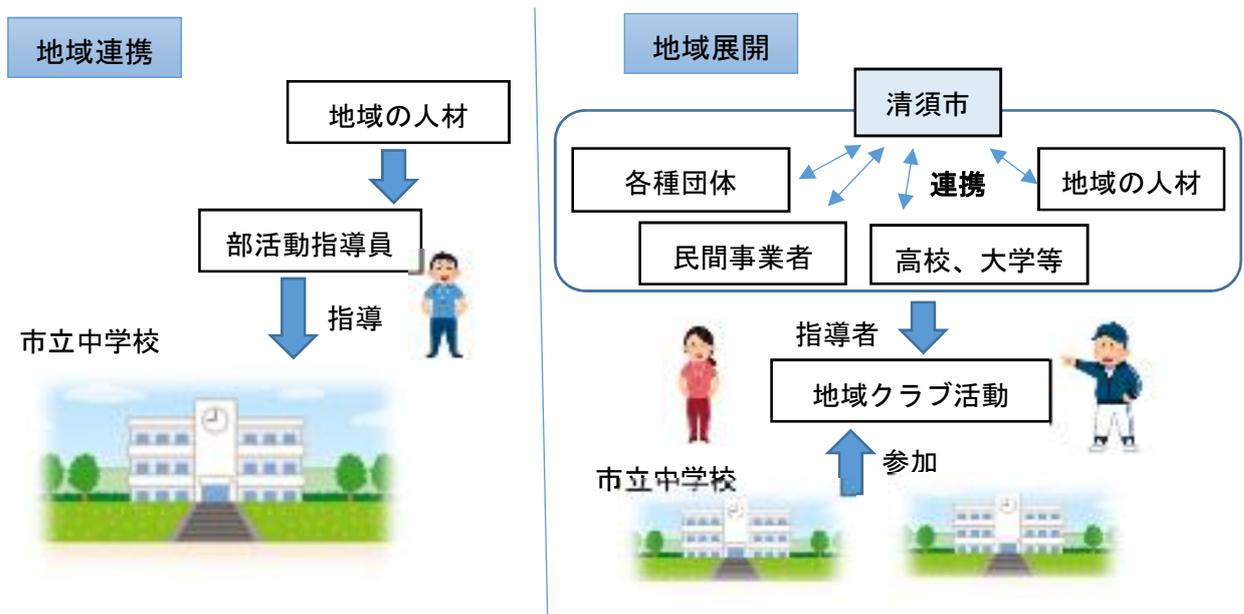


令和 8 年度 部活動の在り方の検討にあたって

1 部活動の地域連携・展開の試行について

清須市立中学校の部活動の在り方を検討するにあたり、令和 8 年度に地域連携及び地域展開の形を試行し、検討を進めて行く。

- ア 地域連携：部活動指導員等の地域人材を活用し、子どもたちの活動機会を確保
- イ 地域展開（地域移行）：新たに地域が主体となって子どもたちの活動機会を確保するもの



2 土・日曜日の部活動における外部指導員との連携【地域連携】

(1) 外部指導員の配置

土・日曜日の学校部活動において、外部指導員との連携が可能な部活動から導入していく。(令和 7 年度現在の状況：別表 1 参照)

(2) 外部指導員とは

外部指導員とは、部活動の顧問の教員以外の指導者を指し、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方のこと。

休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う必要がある。

(3) 謝金等について

(ア) 謝金

1 時間あたり 1, 6 0 0 円支給

(イ) 保険料

スポーツ安全保険料等の加入 (おおよそ 2, 0 0 0 円程度/人)

別表 1

■部活動指導員の状況調査

中学校名			所属生徒数		指導補助員 (有償)の人数	ボランティア の人数	土・日曜日の 活動の有無	ボランティア の土日参加可否
			(R6)	(R7)				
西枇杷島	バレーボール	男	12	21			○	
	バレーボール	女	20	14			○	
	バスケットボール	男	32	34			○	
	バスケットボール	女	18	21			○	
	卓球	男	28	17			○	
	卓球	女	37	27			○	
	ソフトテニス	女	36	37			○	
	サッカー		22	29			○	
	野球		24	30			○	
	吹奏楽		45	38		1	○	○
	パソコン		36	26				
	邦楽		16	16	2			
	美術		48	33				
清 洲	野球		24	24			○	
	ソフトボール	女	21	25			○	
	ソフトテニス	男	51	30		1	○	○
	ソフトテニス	女	41	40			○	
	サッカー		39	34			○	
	卓球	男	27	29			○	
	卓球	女	24	25		1	○	○
	バスケットボール	男	44	51			○	
	バスケットボール	女	26	27			○	
	バレーボール	男	24	33			○	
	バレーボール	女	48	38		1	○	○
	ハンドボール	男	17	12			○	
	吹奏楽		50	53			○	
	美術		59	55				
	家庭科		48	51				
囲碁・将棋		30	26		1			
新 川	野球		36	31			○	
	サッカー		33	45			○	
	ソフトボール	女	27	23		1	○	○
	ソフトテニス	女	43	29			○	
	バスケットボール	男	34	36			○	
	バスケットボール	女	22	25			○	
	卓球	男	23	46			○	
	卓球	女	34	29			○	
	剣道		17	18			○	
	ブラスバンド		47	44			○	
	美術		54	41			○	
	家庭		21	26		1		
	園芸		34	22				
	囲碁・将棋		28	19				
春 日	野球		24	25			○	
	バスケットボール	男	11	13			○	
	バレーボール	男	19	17			○	
	バレーボール	女	39	29			○	
	卓球	男	20	29			○	
	ソフトボール	女	27	31			○	
	ソフトテニス	女	24	20		1	○	○
	吹奏楽		23	30			○	
	造形		16	13				
	パソコン		14	9				

3 新たに地域クラブとして立ち上げる（案）【地域展開】

生徒に豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続して提供していくために、そして、生徒のニーズや時代の変化に合わせて、生徒が多様な活動に主体的に参加できる機会を確保することを目的として、清須市の地域クラブの立ち上げに向けて検討・試行を進める。

(1) 中学校部活動・地域クラブ比較

項目	中学校部活動	地域クラブ
運営主体	学校	多様な団体（登録制）
指導者	教員、外部顧問・指導者	多様な指導者、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の中学生	清須市内在住中学生（高校生等も参加可）
活動場所	学校施設	学校施設、公共施設、民間施設等
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険

(2) 活動団体・指導者等

(ア) 活動団体

スポーツ・文化芸術活動を行うさまざまな団体（NPO法人、大学、民間企業等）が運営団体・実施主体（以下「活動団体」という。）となり、生徒に活動の場を提供する。保護者等が活動団体を設立することも可能。

(イ) 指導者等、教員の兼職兼業

指導者又は指導補助者（以下「指導者等」という。）として活動したい方は、人材バンクに登録するか、直接活動団体にアプローチしていただく。

また、指導を希望する教員について、本務や心身の健康に支障がない限り、兼職兼業制度を用いて地域クラブに参加できる。

(ウ) 団体登録制

地域クラブは団体登録制とする。活動団体は、市教育委員会に登録申請を行う必要がある。登録要件は、活動団体のスタッフは3人以上で構成すること、団体規約等を定め遵守していること等とする。

(エ) 研修等

登録申請を行った活動団体の指導者等全員が、市教育委員会が指定する研修を受講する。

(オ) 保険

活動団体は、指導者等や参加者に対して、傷害保険や賠償責任保険に加入する。

(カ) 事故・トラブル対応

活動団体は、事故等が発生した場合は迅速に対応することとし、特に頭や胸を強く打った場合については、迷わずに119番通報を行う。また、活動中におけるいじめ等の生徒間トラブルについては、活動団体と市教育委員会では対応し、必要に応じて学校等と情報共有する。

(3) 活動場所

(ア) 活動場所

地域クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設、民間事業者等有する施設、中学校施設等とする。

(イ) 中学校施設の使用

地域クラブ活動の登録をした団体は、専用ウェブサイトから中学校施設を使用するための申込みを行うことができる。

使用可能日時は、土・日曜日の午前9時～正午及び午後1時30分～午後4時30分とする。

申込開始時期は、使用する日の属する月の2月前。使用料は、別に定める使用料を支払うものとする。(冷暖房設備を使用する場合等も同様。)

(4) 参加者

(ア) 参加者

清須市内在住の中学生とする。

また、地域クラブ活動は中学校区の枠を超えて、市内全域から自由に種目を選び、参加できるものとする。

(イ) 生徒の活動基準

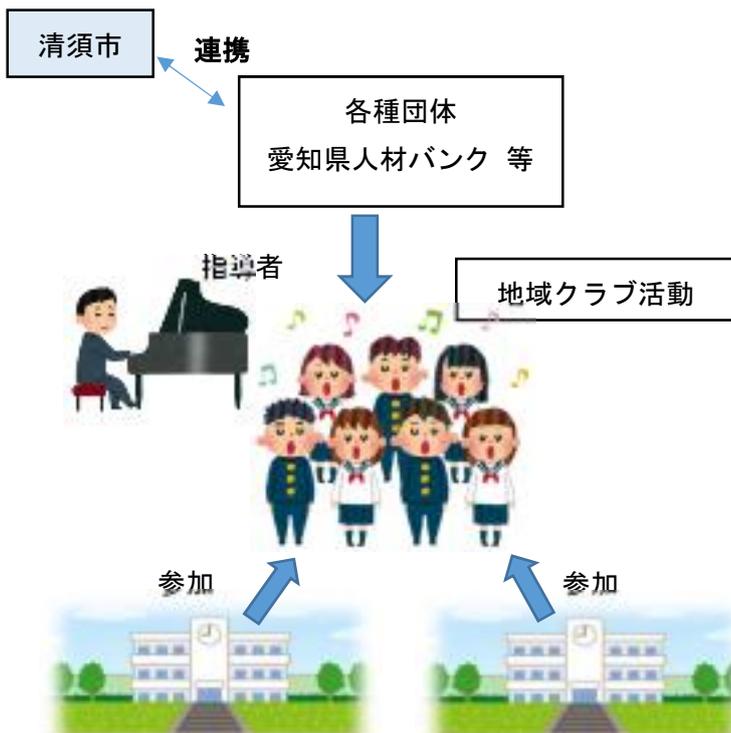
生徒の活動について、原則土・日曜日どちらか1日は休養日とし、1回の活動時間は3時間を上限とする。ただし、大会参加等で土・日曜日両方とも活動に参加する場合は、原則翌週の土・日曜日は休養日とする。

(ウ) 月会費等

各団体の活動を持続可能なものにするため、会費制とし、参加者に負担いただく。

(5) 地域クラブ活動案

合唱クラブを地域クラブとして立ち上げた場合



【R8年度試行案】

合唱クラブ

- ・市内4中学校の生徒が対象
- ・活動場所：アルコ清洲
(ふれあい健康ルーム)
- ・活動回数：月に1～2回
- ・活動時間：3時間程度/回
- ・指導者：各種団体や愛知県人材バンク等に登録している方
- ・その他
学校部活動との兼部、又はどちらかみの所属を可能とする。